

令和6年度第1回教育課程編成委員会 議事次第

日 時 : 令和6年6月6日(木) 11時00分～12時00分(予定)

場 所 : 多摩リハビリテーション学院専門学校 学院ホール201教室

教育課程編成委員: 林義巳学院長、岩戸徹副学院長兼教務部長、(作業療法学科) 清水誠学科長・中村晃一主任・横濱秀征副主任・鎌田小百合副主任、(理学療法学科) 佐藤讓司学科長・成塚修一主任・西井琢馬副主任、(言語聴覚学科) 木村欣司学科長・西片裕主任、(介護福祉学科) 鈴木健二郎学科長・竹内克主任、黒田英寿事務長(青梅商工会議所常議員)、景山雄介広報課長、師岡静枝情報システム課長、大堀隆二氏(社会福祉法人一石会統括施設長、青梅商工会議所常議員:委任状)、鈴木康雄氏(医療法人社団和風会リハビリテーション部長・PT)、人見太一氏(杏林大学)、池田健祐氏(所沢リハビリテーション病院リハビリテーション科技士長・OT)、赤松栄晃氏(所沢リハビリテーション病院リハビリテーション科課長・ST)、委員21名

記

1. 報告事項

(1) 各学科からの報告

- ①令和5年度国家試験合格率、退学率
- ②新学期のクラス状況(在籍者数等)
- ③臨床実習依頼時期

2. 申請関係

- (1) 職業実践専門課程の認可、専門人材育成訓練について(介護福祉学科)
- (2) 言語聴覚士学校養成所カリキュラムについて(言語聴覚学科)
- (3) 学則変更について(林学院長)

3. 意見交換

以上

1. 報告事項

(1) 各学科からの報告

①令和5年度国家試験合格率、退学率②新学期のクラス状況（在籍者数等）③臨床実習依頼時期

【理学療法学科】

①令和5年度国家試験合格率、退学率

第59回理学療法士・作業療法士国家試験合格率は100%でした（受験者35名、合格者35名）。退学率は5.6%（令和5年4月1日現在の在籍数125名中、令和6年3月31日までに退学した学生7名）

②新学期のクラス状況（在籍者数等）

1学年39名（留年者0名）

現時点で特に大きな問題は起きておりません。今年度は高卒からの現役以外の学生が7名（内留学生1名、他の理学療法学科中退の学生2名）とやや多いです。カリキュラム・ポリシーである「幅広い知識ならびにコミュニケーション技術を修得するために自発的な講堂ができるよう育成する」ためにバックアップしてまいります。

2学年42名（留年者1名、復学者1名）

どうしてもだらける学年となります。カリキュラム・ポリシーである「これまでに修得した知識や社会性をもとに理学療法を実践できる力を育成する」ためにバックアップしてまいります。

3学年41名（留年者4名）

総合臨床実習、就職活動、国家試験と大きなイベントがあります。カリキュラム・ポリシーである「対象者に寄り添い、問題解決に惜しみない力を発揮するための専門知識・社会性を育成する」ためにバックアップしてまいります。就職活動年内内定率90%以上を目標、国家試験合格率は昨年度同様100%（最低でも90%以上）を目指してまいります。

③臨床実習依頼時期

見学実習：1学年でのカリキュラムになります。外部施設15箇所、法人内3箇所にて令和6年8月13日（月）～、19日（月）～、各々1週間実施予定です。

検査・測定実習：2学年でのカリキュラム外となります。法人内施設5箇所にて令和6年7月29日（月）～8月17日（土）の期間内に2日間実施予定です。

評価実習：2学年でのカリキュラムになります。外部施設5箇所、法人内施設にて令和7年1月14日（月）～、2月3日（月）～、各々3週間実施予定です。

総合臨床実習：3学年でのカリキュラムになります。令和6年5月7日（月）～6月29日（土）、7月22日（月）～9月14日（土）の各々8週間です。実習前、中、後2週間は実習準備や効果判定などの期間となっております。

その他

学科目標：令和6年度のテーマ：『俯瞰と創造』

【読み】ふかんとそうぞう

【意味】自分自身や周囲、学生を俯瞰（高い所から見下ろす様。客観視できる）と新しいものを自分でつくる（創造）が今後も必要である。また、世の中はSociety5.0のスマート社会（情報を探しに行かなくても勝手に降りてくる社会）に向かっており、様々な情報や価値観の変化がみられる。それらを知とするならば、様々な組合せや融合から結果を出すことがマネジメントである。我々教員は現状に留まることなく、知をアップデートし学院の魅力となるようなマネジメントならびに学生指導を行う。

【作業療法学科】

①令和5年度 国家試験合格率、退学率

第59回 作業療法士国家試験結果

卒業生 38名中 32名合格 合格率 84.2% (全国平均 84.4%)

作業療法学科の退学者数

1年：0名/36名中 (0%)、2年：1名/42名中 (2.4%)、3年：1名/44名中 (2.2%)

学科全体では、122名中2名の退学で退学率 1.6%。

②新学期のクラス状況について

1年：学生数 31名 (留年2名含む) 新入生が29名 (定員充足率 72.5%) で定員に達しなかった。

留年生1名は前期授業科目で8科目、後期授業科目で10科目日本試不合格となり、学則による当該年次の全授業科目数の2分の1以下の条件に該当し留年が決定した。もう1名は、前期授業科目で7科目、後期授業科目で7科目日本試験不合格となり、再試対象となるが前期2科目 (生理学Ⅰ、基礎医学演習Ⅰ)、後期2科目 (運動学Ⅱ、作業療法評価法Ⅰ) が合格点に達しなかった為留年となる。授業開始日より現在、外部講師、教員含め問題となること上がっていないが、学生の一人が「自分はASDやADHD、強迫性障害があり、自己開示した方が良いのか相談にのって欲しい」の訴えがあった。

2年：学生数 34名 (休学1名は除く) 家族の理由で休学していた学生1名が復学。(休学者1名は、昨年につき休学) 授業開始日より特に問題となることはない。

3年：学生数 44名 (留年生4名含む) 留年生4名は実習単位修得済みの為、前期は国試対策学習となりESSや確認試験を行なう予定 (うち1名は現在電話、メールでの連絡も取れない)。年も臨床実習開始まで1、2年生が患者役となり実技練習、必要な知識を再学習予定。

③臨床実習依頼時期について

総合臨床実習Ⅰ期：5月7日(火)～7月6日(土)9週間,Ⅱ期：7月22日(月)～9月21日(土)9週間

※精神分野での実習病院 (認知症の老健を含む) が、前期14名、後期9名の合計23名の受入れ (実習対象学生40名中) しか確保できなかったが、和風会施設を含め外部と合わせると46名分の実習先が獲得できた。

【言語聴覚学科】

①令和5年度国家試験合格率、退学率

○令和5年度国家試験合格率

第26回言語聴覚士国家試験結果：受験生27名 合格者23名 合格率：85.2%（全国72.4%）

○令和5年度退学率

1年生：入学者26名 進級者24名 退学者2名

2年生：進級者27名 卒業生27名

全体：令和5年4月時53名 令和6年3月時51名 退学者2名 退学率3.8%

②新学期のクラス状況（在籍者数等）

1学年：入学者27名（内訳：専門実践教育訓練給付金14名、東京都委託訓練生10名、現役その他2名）

入学後、約2月が経ち、学校生活にも慣れ、質問や不安も多くなる時期となることから、個別面談を実施している。1年生では、週6日の講義となるため、学習意欲の継続性が大事となる。そのため、早期の職業動機付けを図ること、問題に発展しないよう学生と常に会話が取れる関係性構築、連日代わる代わる学習する科目への自己学習方法の確立を主軸として関わっていく。

2学年：最終学年で重きを置く支援は、国家試験対策となる。例年、本科独自の学力判定模擬試験を4月中旬に行った。この模擬試験は国家試験合否予測として有効な結果を示しており、本年度の合格予測判定となった学生の割合が68%となった。結果を考慮すると本年度の国家試験対策はとてつもない状況となることが推察される。急遽、5月に基礎的なものを定着させるためにポイント講義を行い、並行して早期の個別指導を開始している。

<過去4年の学力判定模擬試験結果>※ 2024年度：本科模擬試験68%

2023年度：40.7%（85.3%）2022年度：86.7%（85.7%）2021年度：82.6%（78.3%）

③臨床実習依頼時期

実習時期：令和6年7月1日（月）～11月30日（土）

実習期間：8週間と4週間 計12週間

実習地域：東京都20、埼玉県8、神奈川県7、千葉県5、山梨県4、茨城県3、群馬県2

【介護福祉学科】

①令和5年度国家試験合格率、退学率

卒業生数：26/26名

国家試験結果（合格者/受験者）19/26名 合格率：73.1%（全国養成校合格率平均71.5%）

日本人11名/12名中 合格率91.7% 留学生8名/14名 合格率57.1%

○令和5年度退学率

1年生：入学者32名 進級者31名 退学者1名 留年者（休学）1名

2年生：進級者26名 卒業生26名

全体：令和5年4月時58名 令和6年3月時57名 退学者1名 退学率1.7%

②新学期のクラス状況（在籍者数等）

入学者数（2024年度）：26名（新入生25名、留年（休学）1名）

現時点で特に大きな問題は起きておりません。休学者は昨年に引き続き令和7年3月まで休学予定

2年生：31名

介護実習Ⅱ、就職活動、国家試験がありますが教員一同で支援をいたします。

③臨床実習依頼時期

○1年生/介護実習 I-I（令和6年7月29日（月）～8月8日（木）：期間内5日間）

対象学生25名（学外実習者数25名）

学外実習の内容：通所介護施設および通所リハビリテーション施設での実習

○1年生/介護実習 I-II（令和7年2月12日（水）～2月21日（金）：期間内8日間）

対象学生25名（学外実習者数25名）

学外実習の内容：小規模多機能型居宅介護施設および認知症対応型居宅介護施設での実習

○1年生/介護実習 I-III（令和7年1月27日（月）～2月7日（木）：期間内9日間）

対象学生25名（学外実習者数25名）

学外実習の内容：特別養護老人ホームおよび介護老人保健施設での実習

○1年生/介護実習 I-IV（令和6年7月29日（月）～8月8日（木）：期間内5日間）

対象学生25名（学外実習者数25名）

学外実習の内容：障害者支援施設での実習

○2年生/介護実習 II（令和6年7月29日（月）～9月9日（月）：期間内30日間）

対象学生31名（学外実習者数31名）

学外実習の内容：特別養護老人ホーム、介護老人保健施設での実習

2. 申請関係

- (1) 職業実践専門課程の認可、専門人材育成訓練について（介護福祉学科）
- (2) 言語聴覚士学校養成所カリキュラムについて（言語聴覚学科）
- (3) 学則変更について（林学院長）

- (1) 職業実践専門課程の認可、専門人材育成訓練について（介護福祉学科）

職業実践専門課程の認可について

O T 学科、P T 学科、S T 学科と同様に介護福祉学科も今年度に職業実践専門課程の認可申請を行う。適用は令和7年4月1日となる予定。

卒業証書の表記

- (例) 文部科学大臣認定 職業実践専門課程（令和○年文科省告示第○号）

専門士（社会福祉専門課程）介護福祉学科

専門人材育成訓練（東京都職業訓練校）の認可について

S T 学科と同様に介護福祉学科も今年度に専門人材育成訓練（通称：委託訓練）の認可申請を行う。本科が位置付けられるコースは長期高度人材育成コース（介護福祉学科・保育士養成科・専門人材育成訓練）であり、休職中の方を対象に国家資格等の高い職業能力を2年以内で習得し、正社員で就職することを支援するコースである。認可は年度ごとに異なるが例年9月に申請し選定結果は11月下旬となる。定員は学生募集の充足状況をみながら設定する。

- (2) 言語聴覚士学校養成所カリキュラムについて（言語聴覚学科）

2024年4月1日に言語聴覚学科養成所指定規則変更について、厚生労働省より発布された。新指定規則は2025年4月からであり、本科は2年過程養成所のため、実施は2026年4月からとなった。

変更点

○教育内容の見直し

①追加カリキュラム：地域言語聴覚療法・言語聴覚療法管理学など ※2025年5月理事会承認予定

②臨床実習の単位数の増加：現行12単位 → 新規15単位 ※本科はすでに15単位で構成

③臨床実習前後の評価および振り返り：実習前後の評価→客観的臨床技能検査（OSCE）の導入
振り返り→症例報告会および症例検討会など

④実習指導者要件の変更：臨床経験5年以上かつ臨床実習指導者講習会を修了したもの。

→教育ガイドライン（旧指導要領）が公開された後、各都道府県士会と養成校と連携を図り、指導者講習会の準備を行う。想定される予定として、2024年度：指導者講習会の講師・ファシリテーター養成
2025年度：臨床実習指導者講習会の順次開催となっている。

○教員の配置数：現行4名以上 → 新規5名以上 ※2025年度以降は専任教員要件の規定あり

○学習上必要な設備：指定規則の改正また老朽化し不具合が生じている機器を新調するために、今後5年をかけて聴覚検査機器数種類、発声発語検査機器、補聴器数種類、人工内耳調整器、騒音計を購入する。

(3) 学則変更について (林学院長)

留年および基幹教員に関わる学則の変更について

創立から 28 年経過する中で、学校教育法の改正もあり、教育課程が学年制（時間制）から単位制に移行されている。本校でも教育課程を変更し、最低限必要な学習時間に関する基準を単位制で定めている。しかし、現行では教育課程は変更されたが、留年に係る学則が当初の学年制の運用になっており、1 科目でも定期試験で不合格の場合、その学年に留まって、該当科目の授業を最初から再履修しなければならないことになっている。

一般的な単位制大学では、該当科目の授業の出席を満たすと、受験資格が得られる。一度、受験資格を得た科目は、試験で不合格になったとしても、授業を再履修することなく、次回の試験に合格すれば単位を修得することができる。それは年度内だけでなく、次年度に移ったとしても同じである。

この点を考慮し、前年度に受験資格を満たしながら試験不合格または試験欠席のために単位修得ができなかった者は、再履修授業を受けずに次年度の学生と同じ試験を受けることができることとした。さらに現行では、奮起を促すための措置として、再試験を受けることができる授業科目数は、当該年次の全授業科目数の 2 分の 1 以下と制限をかけていたが、全ての再試験を受験することを可能とした。

また、同じように奮起を促すための措置として、学生の在学年限は、同一学年に 2 年を超えて在学することはできないとしていたが、その制限も撤廃し、作業療法学科及び理学療法学科は 6 年、言語聴覚学科及び介護福祉学科は 4 年という在学年限の大枠だけを残した。

加えて、令和 5 年 4 月 1 日施行の専修学校設置基準一部改正に伴い、「専任教員」の表現を「基幹教員」に変更する。

以上が今回の学則変更の理由と概要であり、学生にとって不利益にはならないとの判断から、令和 7 年 4 月 1 日から全ての在校生を対象に変更を実施することとした。

【学則の新旧対照表】

(新)	(旧)
<p>【学則】 (在学年限) 第 6 条 学生の在学年限は、作業療法学科及び理学療法学科は 6 年、言語聴覚学科及び介護福祉学科は 4 年を超えることができない。</p> <p>(単位の認定及び成績評価) 第 27 条 授業科目の単位の認定は、講義については学力考査及び平素の学習成績により行い、実習については実習報告及び平素の実習成績に基づき総合評価して合格した者に与える。</p> <p>2 成績評価は、100 点満点として 90 点以上を S、89 点から 80 点を A、79 点から 70 点を B、69 点から 60 点を C、59 点以下を D とし、S、A、B 及び C を合格とし、D を不合格とする。また、単位認定された科目を N とする。</p> <p>3 学則に定める授業科目の時間数の 3 分の 2 以上の出席がない場合には、定期試験の受験資格を失い単位の認定をしない。</p> <p>4 臨床実習は学則に定める時間数の 5 分の 4 以上の出席がない場合には、単位の認定をしない。</p> <p>5 第 2 項で不合格の者は、次年度に再履修授業を受けずに単位認定試験を受けることができる。</p> <p>6 第 3 項並びに第 4 項に該当する者は、留年し、当該授業科目を再履修しなければならない。</p> <p>7 履修方法、学力考査及び再履修に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>(教職員組織) 第 33 条 本学に次の職員を置く。</p> <p>(1) 学院長 1 名 (2) 副学院長 1 名 (3) 教務部長 1 名 作業療法学科・理学療法学科は、</p> <p>(4) - 1 基幹教員 (学科長、主任、副主任含む。)</p>	<p>【学則】 (在学年限) 第 6 条 学生の在学年限は、作業療法学科及び理学療法学科は 6 年、言語聴覚学科及び介護福祉学科は 4 年を超えることができない。また、同一学年に 2 年を超えて在学することはできない。</p> <p>(単位の認定及び成績評価) 第 27 条 授業科目の単位の認定は、講義については学力考査及び平素の学習成績により行い、実習については実習報告及び平素の実習成績に基づき総合評価して合格した者に与える。</p> <p>2 成績評価は、100 点満点として 90 点以上を S、89 点から 80 点を A、79 点から 70 点を B、69 点から 60 点を C、59 点以下を D とし、S、A、B 及び C を合格とし、D を不合格とする。また、単位認定された科目を N とする。</p> <p>3 学則に定める授業科目の時間数の 3 分の 2 以上の出席がない場合には、定期試験の受験資格を失い単位の認定をしない。</p> <p>4 臨床実習及び介護実習は学則に定める時間数の 5 分の 4 以上の出席がない場合には、単位の認定をしない。</p> <p>5 第 2 項で不合格の者及び第 3 項並びに第 4 項に該当する者は、当該授業科目のある年次に留年し、当該授業科目を再履修しなければならない。</p> <p>6 履修方法、学力考査及び再履修に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>(教職員組織) 第 33 条 本学に次の職員を置く。</p> <p>(1) 学院長 1 名 (2) 副学院長 1 名 (3) 教務部長 1 名 作業療法学科・理学療法学科は、</p> <p>(4) - 1 専任教員 (学科長、主任含む。) 6 名</p>

6名

言語聴覚学科・介護福祉学科は、

(4) - 2 基幹教員 (学科長、主任、副主任含む。)

4名

(5) 非常勤講師 若干名

(6) 事務職員 1名以上

2 学院長は学校を代表し、校務をつかさどり所属職員を監督する。

3 副学院長は学院長を補佐し、学院長に事故があるときは、その職務を代行する。

(教員会議) 第34条

教員会議は、学院長、副学院長、教務部長、学科長、学科主任及び学院長が指名する基幹教員をもって組織する。

【履修細則】

(追試験、再試験、単位認定試験の受験資格) 第4条

追試験、再試験、単位認定試験を受けることができる学生は次のとおりとする。

2 追試験

試験に欠席したが、その欠席が特別の事情があると学院長が認めた者。

3 再試験

通常行なわれる学力考査 (以下本条において、「本試験」という。) における授業科目につき不合格であった者。

4 単位認定試験

前年度あるいはそれ以前に受験資格を満たしながら試験不合格または試験欠席のため単位認定されなかった者。

5 同条第2項又は第3項又は第4項の理由により追試験、再試験、単位認定試験を受けることができる者は、所定の追試験、再試験、単位認定試験受験願を速やかに本学事務室へ提出し、追試

言語聴覚学科、介護福祉学科は、

(4) - 2 専任教員 (学科長、主任含む。) 4名

(5) 非常勤講師 若干名

(6) 事務職員 1名以上

2 学院長は学校を代表し、校務をつかさどり所属職員を監督する。

3 副学院長は学院長を補佐し、学院長に事故があるときは、その職務を代行する。

(教員会議) 第34条

教員会議は、学院長、副学院長、教務部長、学科長、学科主任及び学院長が指名する専任教員をもって組織する。

【履修細則】

(追試験、再試験の受験資格) 第4条

追試験、再試験を受けることができる学生は次のとおりとする。

2 追試験

(1) 試験に欠席したが、その欠席が特別の事情があると学院長が認めた者。

(2) 追試験の採点は、取得点数の100分の90をもって得点とする。

3 再試験

(1) 通常行なわれる学力考査 (以下本条において、「本試験」という。) における授業科目につき不合格であった者。ただし、再試験を受けることができる授業科目数は、特別の事情があると学院長が認めた場合を除き、当該年次の全授業科目数の2分の1以下である。

4 同条第2項又は第3項の理由により追試験、再試験を受けることができる者は、所定の追試験・再試験受験願を速やかに本学事務室へ提出し、追試験、再試験料として1科目につき2,000

<p>験、再試験、単位認定試験料として1科目につき2,000円を納付しなければならない。</p> <p>(学習の評価) 第7条 学力考査は、各授業科目とも100点満点とし、60点以上を合格とする。</p> <p>2 追試験の採点は、取得点数の100分の90をもって得点とする。</p> <p>3 再試験、単位認定試験を受けた者は、その結果が60点以上であっても60点を満点として評価する。</p> <p>(再履修科目) 第10条 原則として、前年度に受験資格を満たしながら試験不合格または試験欠席のため単位認定されなかった科目は、次年度に単位認定試験(通常行なわれる学力考査等)を受けなければならない。</p> <p>2 当該学年で単位修得できなかった科目は、最終学年の単位認定試験までに合格しなければならない。</p> <p>3 当該学年で出席日数が不足した科目(実習を含む。)を年度内に再履修させようとする場合は、学院長が認める範囲で再履修させることができる。</p> <p>4 前年度あるいはそれ以前に受験資格を満たした科目の授業を再履修しようとする者は、再履修申請を提出し、学院長の承認を得なければならない。</p>	<p>円を納付しなければならない。</p> <p>(学習の評価) 第7条 学力考査は、各授業科目とも100点満点とし、60点以上を合格とする。</p> <p>2 各授業科目についての学生に対する評価は、100点満点とし、60点以上を合格とし、単位を修得する。</p> <p>3 再試験を受けた者は、その結果が60点以上であっても60点を満点として評価する。</p> <p>(再履修科目) 第10条 進級又は卒業できなかった者は、現学年に留まり、当該単位未修得科目(実習を含む。)を再履修しなければならない。</p>
--	---

3. 意見交換

人見太一氏(杏林大学)

充足率が未達だが、世情を鑑みるとよくやっている。参考にさせて頂きたい点もある。

赤松栄晃氏(所沢リハビリテーション病院リハビリテーション科課長・ST)

最近「(白紙で)教えてください」という学生が多くなってきている。学則変更により、原則最終学年まで進級できるということだが、実習前に必要な単位を修得せず実習に来る場合もあるか。

←原則実習前までに単位認定試験を実施し対応予定。

池田健祐氏(所沢リハビリテーション病院リハビリテーション科技士長・OT)

充足率が低いが他校に比し、よく取り組んでいる。一方、今までの対応では不十分なため今回の充足率になっていると思われる。新たな取り組みは考えているか。

←総合選抜試験の実施など入学の門戸を広げ対応している。また、作業療法学科では昨年から近隣の学校と協力して対応も行っている。地方の学校への働きかけは十分とは言えない。今後検討する。

また、多職種との連携についてはどうか。

他校と実践している。また、本校内でも多職種間での交流を実施している。

鈴木康雄氏(医療法人社団和風会リハビリテーション部長・PT)

現場でできる協力として、職業体験などになるか。中学生の職場体験の要請はあるか。

←年に1回各施設に職業体験の案内が来ている模様。協力願いたい。

黒田英寿事務長(青梅商工会議所常議員)

外部委員においては、この短時間で資料を読み込みよく質問を頂いている。今後は事前に資料配布を願いたい。

←その通りとする。